

[事案 2019-265] 保険料返還請求

・令和2年7月16日 和解成立

<事案の概要>

二重払いとなった保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

養母が契約した終身保険について、昭和58年5月に養母が死亡したため、担当者に対し、本契約の契約者を自分に変更することを求めたところ、本契約を解約して新たな契約の加入を勧められたため、昭和58年11月に申立外契約に加入した。しかし、本契約の解約は平成2年7月までなされず、その間、保険料を二重払いさせられたので、二重払いとなった保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者や申立人の行為を踏まえると、担当者が本契約の解約を提案し、その後申立人が本契約の解約を求めていたとは認められない。
- (2) 本契約の保険料は、解約された平成2年7月分まで支払われているが、平成2年7月から起算して、不法行為の消滅時効期間の3年と除斥期間の20年のいずれも経過している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約手続の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者が解約手続きを怠ったとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約において、昭和58年10月に特約の解約手続、昭和62年9月に契約者貸付が、いずれも死亡した養母の名義でなされたが、養母の死亡を知った担当者は、契約者変更の手続後に新契約者の名義で各手続きを行うべきだった。
- (2) 本契約の解約手続は、死亡した養母の名義でなされており、本来は相続人である申立人によって解約されるべきであり、適切な手続が履践されていなかった。